

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

2. セミナー情報

- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

3. コラム

◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 3. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No92

開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 其田 修一

証券監視委は、本年6月26日に「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編」を公表しました。本事例集は、平成20年より毎年公表しているものですが、本年から開示規制違反編と不正取引編の二冊に分けて作成、公表しています。今回は、開示規制違反編についてご紹介します。

(本事例集については下記の証券監視委ウェブサイトをご参照下さい。)

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130626-1/01.pdf

1. はじめに～課徴金制度の概要～

最初に課徴金制度について、概観しておきたいと思います。課徴金制度は、平成16年の証券取引法改正により導入されており、インサイダー取引や相場操縦等の不正取引や開示書類の虚偽記載等の一定の規制に関し、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、行

政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度です。

上記のような違反行為は、証券監視委の犯則調査による刑事告発の対象とされていますが、一般的に違反者に刑事罰を課すのは重大、悪質な違反事例に限られ、また公判手続に耐え得る証拠集めも必要となり、調査に相応の期間を要することになります。これに対して課徴金調査は、後述する審判手続を経て、行政処分として課徴金を課すものです。開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められたときに課徴金納付命令の勧告を行うほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命令の勧告を行っており、犯則調査に比し、機動性、効率性が高いなどの利点があります。

上で「勧告」という言葉を使いましたが、証券監視委が行うのは、検査結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、違反者に課徴金納付命令を発出するよう求める勧告を行うことです。勧告を受けた金融庁長官は、審判手続開始決定をし、これにより審判官3名による審判手続が公開で行われます。審判官は審判手続を経て、当該事案に関する決定案を作成し、金融庁長官に提出、金融庁長官はこの決定案に基づき、違反事実があると認めるときは課徴金納付命令を発し、違反事実がないと認めるときはその旨を明らかにする決定をすることになります。

開示規制違反の対象行為は、有価証券届出書等の発行開示書類、有価証券報告書等の継続開示書類及び公開買付届出書・大量保有報告書等に係る虚偽記載・不提出等です。

2. 開示規制違反の傾向

以下、本事例集の主な内容を簡単に紹介します。

(1) 課徴金納付命令勧告の傾向

証券監視委は、平成17年4月の課徴金制度開始以降本年5月末までの間に、開示規制違反等について73件、課徴金額合計で66億1,463万9,980円の課徴金納付命令勧告（以下「勧告」という）を行っています。なお、個別事案に係る課徴金額の最高額は、平成20年6月に有価証券報告書等の虚偽記載に対して課した15億9,457万9,999円となっています。

開示書類の虚偽記載等について、違反行為者（発行者である会社）を市場別にみると、本則市場37件に対し、いわゆる新興市場39件という数字になりますが、本則市場の上場会社数は新興市場の3倍以上であることを考えると、新興市場の勧告率は非常に高いと言えます。この背景として、一般的に新興市場では会社規模が小さく、意思決定権限や事務分担が特定の役職員に集中する傾向があり、また、特定部門における不正が会社全体の財務に影響を与えやすいことが指摘されます。

次に違反行為者を業種別にみると、情報・通信業（15件）、卸売業（10件）、サービス業（9件）において、勧告件数が多くなっています。情報・通信業の事例では、ソフトウェアやライセンス等の無形固定資産、また、サービス業や食料品の業種では、著作権やエリア営業権といった無

形固定資産が不適正な会計処理に利用されていた事例がありました。こうした無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見えて確認することができないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目であると言えます。

(2) 開示規制違反の手法の傾向

最近の開示検査で把握された主な不正の手法をみると、以下のような類型が認められます。

○ 海外子会社や海外ファンドを利用した粉飾のケース

粉飾の仕組みを複雑化させ、また国境を跨ぐことにより正確な実態の把握が困難となり、長期間にわたり不正が表面化しないことがある。

【事例】

- ・ 含み損を抱えた投資有価証券等に係る損失計上の先送りのため、海外に連結対象外のファンドを設立し、当該有価証券等を簿価で買取らせ、損失の簿外処理を行っていた。
- ・ 海外ファンドに資金を送金し、当社において営業出資金として資産計上しつつ、当該資金を当社役職員に秘密裏に還流させていた。

○ 海外子会社等において不適切な会計処理が行われ、連結財務諸表に影響が及ぶケース

海外子会社等の財務情報に対して、現地固有の統制環境やリスク評価を踏まえた適切なモニタリングが行われているか、企業集団としての内部統制のあり方が問われている。

【事例】

- ・ 海外子会社において厳しい収益目標を達成するため、架空の売上計上や貸倒引当金の過少計上が行われていた。
- ・ 海外子会社において、適切な貸倒引当基準や在庫評価基準が作成されておらず、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金を過少計上していた。

○ 経営者や取締役等の会社幹部が主導して不適正な会計処理が行われるケース

特に新興企業では、会社幹部の発言力が大きく管理部門が弱い傾向があり、会社幹部に対する牽制が機能していないなどの内部統制上の問題を抱えていることがある。

【事例】

- ・ 役員が会社の財務・会計システム上のデータを改ざんして、取引先から支払われるレポートを過大計上することで、売上原価を圧縮させて業績を良く見せていた。

- ・ 代表取締役が主導して役員や知人に対して貸付けを行ったものの、当該貸付に係る債権の回収可能性を十分に検討せず、貸倒引当金繰入額を過少に計上していた。

3. その他

今回の事例集においては、個別事例として、開示書類の虚偽記載に係る勧告事例を11件、開示書類の不提出に係る勧告事例を2件紹介しています。各事例について、その概要をできるだけ簡易に記載するよう努め、理解しやすいようにイメージ図を載せたほか、不正の背景にある内部統制やガバナンス上の問題を指摘しています。

また、開示検査においては、検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、開示書類の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促しています。開示検査の結果、自発的訂正が行われることは、開示検査の目的の一つである「正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること」につながるものと考えられます。こうした観点から、事例集では最近の主な自発的訂正の事例についても紹介しています。

4. おわりに

企業の会計は、その作成過程に関与する者や内容のチェックを行う者が多数に上ることから、特定の者が意図的に不適切な会計処理を行った場合に、それが全く誰の注意も引かない可能性は大変小さいと言ってよいでしょう。粉飾された情報がそのまま社外に公表されるということは、社内で誰かが感じた違和感や疑義が、公表に向けた一連のプロセスの中で表面化してこない、取り上げられないということです。多くの場合、これは会社が何らかの組織・態勢上の問題を抱えていることを意味します。本事例集の個別事例を参照していただくと、それぞれの事例において問題点が指摘されています。

会社の適正な開示の確保という目的の達成のためには、役職員のコンプライアンス意識が重要であるのは当然として、同様に、会社内部における牽制が正常に機能することが重要です。会計処理が適切に行われるか否かは、取締役会、監査役会から社内の各事業に係る決裁ラインまで、会社内部の各組織が正常にその機能を発揮しているかという問題とつながっています。

本事例集は、適正な開示に向けた市場関係者の自主的な取組みを促す観点から作成したものです。上場企業の方々をはじめ、幅広い市場関係者にご参照いただき、参考にさせていただけると幸いです。

* 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 其田 修一

1982年一橋大学社会学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。証券取引等監視委員会事務局証券検査課長、同局特別調査課長を経て、2013年6月より現職（証券取引等監視委員会事務局総務課長）。

■ 証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>